

科学技術共同研究センター研究プロジェクト 審査要項

2014年7月17日

I. 審査員の構成

審査員は科学技術共同研究センター運営会議（以下、「運営会議」という。）構成員で構成し、科学技術共同研究センター長を審査員の代表者とする。その他必要に応じ、運営会議の推薦によりセンター長から委嘱された若干名の審査員を加えることができる。但し、運営会議構成員（センター長含む）が研究プロジェクトの申請者である場合には、次のとおりとする。

1. センター長が研究代表者として申請する場合
 - ①センター長は、審査員に加わることはできない。
 - ②センター長は、代理の審査員をたてることはできない。
 - ③審査員の代表者には、原則として、理工学部教授会から選任された最年長の運営会議構成員が就任することとする。
2. 審査員が研究代表者として申請する場合
速やかに次の措置をとる。
 - ①当該の研究代表者は、審査員を辞退する。
 - ②当該の研究代表者は、代理の審査員を審査員の代表者に文書にて推薦する。
審査員の代表者は、この推薦に基づいて代理の審査員を決定する。
3. 審査員が共同研究者の場合
 - ①当該の審査員は、自身の研究については採点しない。
 - ②当該の審査員は、自身の研究のヒアリングについては、オブザーバーとして参加してもよい。

II. 審査方針

以下の点に沿って審査する。

1. 龍谷大学科学技術共同研究センターの設置主旨に沿った特徴的かつ独創的な研究であり、妥当な研究計画が立てられているか。
2. 学内専任教育職員（教授・准教授・講師・助教・助手）2人以上の研究者で組織された連携の期待される研究プロジェクトであるか。
個人での応募の場合には、将来的に共同研究に発展すると判断できるか。
3. 学外資金（科学研究費補助金・助成団体・受託研究等）へ積極的に応募し実際に学外資金を受け入れている研究(者)であるか。
4. 学内外の大型プロジェクトや企業との共同研究などで将来的にさらなる学外資金の獲得につながるものが期待される内容であるか。

5. 萌芽的な内容の場合には、アイデア・計画・将来性などに優れた点が見出せる研究であるか。

Ⅲ. 審査方法（5段階審査方式）

1. 審査区分及び審査内容

次項の審査項目3つ（ア～ウ）について審査のうえ、下表のとおり5段階で審査点を付すこと。審査点は、整数で付すこと。

審査項目ア～ウすべてが満点の場合は、15点となる。

審査区分	審査内容
5	特に優れているもの
4	優れているもの
3	標準的なもの
2	評定区分「3」よりやや劣るもの
1	評定区分「2」より劣るもの

2. 次の審査項目ア～ウについての着目点

ア) 研究の独創性および研究の意義

- ①研究目的、方法が明確かつ独創的であるか。
- ②学術的または社会的要請に応え、龍谷大学科学技術共同研究センターとして革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。

イ) 研究遂行能力および当該分野における審査

- ①研究者の研究業績に鑑み、その研究を遂行し、成果を上げることが期待できるか。学外資金（科学研究費補助金・助成団体・受託研究等）にどの程度応募し、受け入れられているか。
- ②共同研究による相乗的効果が期待できるか。将来的にさらなる学外資金の獲得につながることを期待されるか。

ウ) 申請研究費の必要性および合理性

- ①購入を計画している物品等は研究計画上必要欠くべからざるものであるか。
- ②申請研究費の内容は、妥当であり、また、有効に使用されることが見込まれるか。

3. ヒアリングについて

審査員は、自身の審査票を基にヒアリングを行い、ヒアリング時に自身の審査票の内容を修正することができる。このヒアリング後の審査票を各自の最終審査票とする。ヒアリングに欠席した審査員については、提出されている審査票をそのまま最終審査票として取り扱うこととする。